介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　主　　点　　検　　表

（令和5年度版）

短 期 入 所 生 活 介 護

及び

介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名称 | |  |
| 種　別（該当種別に☑） | | ユニット型　　　従来型 |
| 空床　 併設　 単独 |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

1　趣　　旨

　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

　つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

この自主点検表は指定短期入所生活介護の運営基準等を基調に作成されていますが、事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防短期入所生活介護についても指定短期入所生活介護の運営基準等に準じて（短期入所生活介護を介護予防短期入所生活介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。また、共生型短期入所生活介護の指定を併せて受けている場合も同様に自主点検してください。

2　根拠法令等

　　根拠法令の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第63号） |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第64号） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平12老企40 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平24厚労告120 | 厚生労働大臣が定める地域  （平成24年3月13日厚生労働省告示第120号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準  （平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 7 |
| 第2 | 基本方針（ユニット型の場合は◆は点検不要） |  |
| 2 | ◆短期入所生活介護の基本方針 | 7 |
| 3 | ◆介護予防短期入所生活介護の基本方針 | 7 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 従業者の員数 | 8 |
| 5 | 併設事業所の場合の従業者の員数 | 10 |
| 6 | 管理者 | 10 |
| 7 | 介護予防短期入所生活介護事業の人員基準 | 10 |
| 8 | 共生型短期入所生活介護の事業の人員基準 | 10 |
| 第4 | 設備に関する基準（ユニット型の場合は◆は点検不要） |  |
| 9 | 利用定員等 | 11 |
| 10 | ◆防災関係 | 11 |
| 11 | ◆設備・備品等 | 12 |
| 12 | ◆設備基準 | 12 |
| 13 | ◆その他の構造設備の基準 | 13 |
| 14 | 介護予防短期入所生活介護事業の設備基準 | 13 |
| 15 | 共生型短期入所生活介護の事業の設備基準 | 13 |
| 第5 | 運営に関する基準（ユニット型の場合は◆は点検不要） |  |
| 16 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 14 |
| 17 | 短期入所生活介護の開始及び終了 | 15 |
| 18 | 提供拒否の禁止 | 15 |
| 19 | サービス提供困難時の対応 | 15 |
| 20 | 受給資格等の確認 | 15 |
| 21 | 要介護認定の申請に係る援助 | 15 |
| 22 | 心身の状況等の把握 | 15 |
| 23 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 15 |
| 24 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 15 |
| 25 | サービスの提供の記録 | 15 |
| 26 | ◆利用料等の受領 | 16 |
| 27 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 16 |
| 28 | ◆短期入所生活介護の取扱方針 | 16 |
| 29 | 短期入所生活介護計画の作成 | 17 |
| 30 | ◆介護 | 17 |
| 31 | ◆食事 | 18 |
| 32 | 機能訓練 | 18 |
| 33 | 健康管理 | 18 |
| 34 | 相談及び援助 | 19 |
| 35 | ◆その他のサービスの提供 | 19 |
| 36 | 利用者に関する市町村への通知 | 19 |
| 37 | 緊急時の対応 | 19 |
| 38 | 管理者の責務 | 19 |
| 39 | ◆運営規程 | 19 |
| 40 | ◆勤務体制の確保等 | 20 |
| 41 | 業務継続計画の策定等 | 22 |
| 42 | ◆定員の遵守 | 23 |
| 43 | 非常災害対策 | 24 |
| 44 | 衛生管理等 | 24 |
| 45 | 掲示 | 26 |
| 46 | 秘密保持等 | 26 |
| 47 | 広告 | 26 |
| 48 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 26 |
| 49 | 苦情処理 | 27 |
| 50 | 地域との連携等 | 27 |
| 51 | 地域等との連携 | 27 |
| 52 | 事故発生時の対応 | 27 |
| 53 | 虐待の防止 | 28 |
| 54 | 会計の区分 | 29 |
| 55 | 記録の整備 | 29 |
| 56 | 共生型短期入所生活介護の事業の運営基準 | 30 |
| 57 | 電磁的記録等 | 30 |
| 第6 | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| 58 | 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 | 31 |
| 59 | 介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 | 31 |
| 60 | 介護 | 32 |
| 61 | 食事 | 33 |
| 62 | 機能訓練 | 33 |
| 63 | 健康管理 | 33 |
| 64 | 相談及び援助 | 33 |
| 65 | その他のサービスの提供 | 33 |
| 第7 | ユニット型短期入所生活介護の基本方針並びに設備・運営に関する基準（介護予防を含む） | |
| 66 | ユニット型短期入所生活介護の基本方針 | 33 |
| 67 | 防災関係 | 34 |
| 68 | 設備及び備品等 | 34 |
| 69 | 設備基準 | 35 |
| 70 | その他の構造設備の基準 | 37 |
| 71 | ユニット型介護予防短期入所生活介護の設備基準 | 37 |
| 72 | 利用料の受領 | 37 |
| 73 | 短期入所生活介護の取扱方針 | 38 |
| 74 | 介護 | 38 |
| 75 | 食事 | 39 |
| 76 | その他のサービスの提供 | 39 |
| 77 | 運営規程 | 39 |
| 78 | 勤務体制の確保等 | 40 |
| 79 | 定員の遵守 | 43 |
| 第8 | 業務管理体制の整備 | |
| 80 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 43 |
| 第9 | 介護給付費の算定及び取扱い（介護予防を含む） |  |
| 81 | 基本的事項 | 44 |
| 82 | 短期入所生活介護費 | 44 |
| 83 | 共生型居宅サービス事業を行う場合 | 47 |
| 84 | 生活相談員配置等加算 | 47 |
| 85 | 生活機能向上連携加算 | 48 |
| 86 | 機能訓練指導員加算 | 50 |
| 87 | 個別機能訓練加算 | 50 |
| 88 | 看護体制加算 | 52 |
| 89 | 医療連携強化加算 | 54 |
| 90 | 夜勤職員配置加算 | 55 |
| 91 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 59 |
| 92 | 若年性認知症利用者受入加算 | 59 |
| 93 | 送迎加算 | 59 |
| 94 | 従来型個室を利用する者の取扱い | 59 |
| 95 | 緊急短期入所受入加算 | 60 |
| 96 | 連続した利用 | 60 |
| 97 | 長期利用者に対する減算 | 60 |
| 98 | 療養食加算 | 60 |
| 99 | 在宅中重度者受入加算 | 61 |
| 100 | 認知症専門ケア加算 | 62 |
| 101 | サービス提供体制強化加算 | 63 |
| 102 | 介護職員処遇改善加算 | 64 |
| 103 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 65 |
| 104 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 66 |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | | | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 | | | |  |  |
| 1  一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第3条第2項  越谷市暴力団排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第3条第5項 |
|  | ※　令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | | |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 | | |  | 平11老企25  第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 | | | |  |  |
| ※　**ユニット型**短期入所生活介護事業の場合、◆印の項目は点検不要です。  「第7」のユニット型に係る基準の該当項目を点検してください。 | | | |  |  |
| 2  ◆短期入所生活介護の基本方針 | 短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第146条 |
| 3  ◆介護予防短期入所生活介護の基本方針 | 介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第128条 |
| 第3　人員に関する基準 | | | |  |  |
| （用語の定義） | ※「常勤」  　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 | | |  | 平11老企25  第二の2(3) |
|  | また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる短期入所生活介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、短期入所生活介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 | | |  |  |
|  | また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 | | |  |  |
|  | ※「同時並行的に行われることが差し支えない」業務とは、原則として直接処遇の職種には適用されません。 | | |  |  |
|  | ※「専ら従事する・専ら提供に当たる」  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。  この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 | | |  | 平11老企25  第二の2(4) |
|  | ※「常勤換算方法」  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  　　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が短期入所生活介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 | | |  | 平11老企25  第二の2(1) |
|  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 | | |  |  |
|  | ※「勤務延時間数」  勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。  　　なお、従業者1人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 | | |  | 平11老企25  第二の2(2) |
| 4  従業者の員数  ★  (1) 医師 | 医師を1以上配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条  第1項第1号 |
| (2)  生活相談員 | ①　生活相談員は、常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。  ◎事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数：【週 　　 時間】 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第1項  第2号 |
|  | ②　生活相談員のうち1人以上は、常勤となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。 | | |  |
|  | ※　ユニット型短期入所生活介護事業所と短期入所生活介護事業所（ユニット型短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とします。 | | |  | 平11老企25  第三の八の1(1)③ |
|  | ※　生活相談員は、越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準条例第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 | | |  |  |
|  | ア　社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者  　　①　大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  　　②　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  　　③　社会福祉士  　　④　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  　　⑤　①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） | | |  |  |
|  | イ　これと同等以上の能力を有すると認められる者  市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。 | | |  |  |
| (3)  介護職員  又は  看護職員 | ①　介護職員又は看護職員は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第1項  第3号 |
| ②　介護職員又は看護職員の1人以上は、常勤となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第5項 |
| ※　利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。 | | |
|  | ③　看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第6項 |
|  | ※　「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。  　①　病院等（病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、同項に規定する併設本体施設を含む。）をいう。②及び③において同じ。）の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。  　②　病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。  　③　病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。 | | |  | 平11老企25  第三の八の1(3) |
| (4)  栄養士 | 栄養士は、1以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第1項  第4号 |
| ※　ただし、利用定員が40人を超えない短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができます。 | | |
|  | ※　「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員いう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合です。 | | |  | 平11老企25  第三の八の1(5) |
|  | ※　栄養士が各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行ってください。 | | |  | 平12老企40  第二の1(10) |
| (5)  機能訓練指導員 | ①　機能訓練指導員は、1以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第1項  第5号 |
| ②　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第7項 |
|  | ※　機能訓練指導員は、当該短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができます。 | | |  |
|  | ※　「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とします。  　　ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の1(4) |
| (6)  調理員その他の従業者 | 調理員その他の従業者は、当該事業所の実情に応じた適当数となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第1項  第6号 |
| (7)  利用者の数 | 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。（新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定することができます。） | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第3項 |
| ※「前年度の平均値」（利用者の数）は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第2位以下を切り上げます。 | | |  | 平11老企25  第二の2(5)① |
| 5  併設事業所の場合の従業者の員数  ★ | 特別養護老人ホーム等に併設される事業所であって当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものについては、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、項目4「従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第147条第4項 |
| ※　「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて短期入所生活介護を提供できる場合をいいます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の1(1)② |
|  | ※　医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障をきたさない場合は兼務させて差し支えありません。 | | |  |  |
|  | ※　生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされている従業者の数とします。  　　また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとします。 | | |  |  |
| 6  管理者  ★ | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第148条 |
| ※　管理者は常勤であり、かつ原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。  ①　当該短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合  ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられますが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあり得ます。） | | | 平11老企25  第三の八の1(6) |
| 7  介護予防短期入所生活介護事業の人員基準  ★ | ※　介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、短期入所生活介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | | |  | 予防条例第129条 |
| 8  共生型短期入所生活介護事業の人員基準  ★ | 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者の人員基準については、下記の基準を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第181条の2 |
| ①　従業者  指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者(要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上ですか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の5(1) |
|  | ※　この場合、昼間に生活介護を実施している障がい者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき必要数を配置することになっていますが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算してください。 | | |  |  |
|  | ②　管理者  　指定短期入所生活介護の場合の基準を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務しても差し支えありません。 | | |  |
| 第4　設備に関する基準 | | | |  |  |
| ※　ユニット型短期入所生活介護事業の場合、◆印の項目は点検不要です。  「第7」のユニット型に係る基準の該当項目を点検してください。 | | | |  |  |
| 9  利用定員等 | ①　利用定員を20人以上としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第149条 |
| ※　併設事業所の場合にあっては、利用定員を20人未満とすることができます。 | | |
|  | ②　短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 10◆  防災関係 | ①　事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第九号の二に規定する耐火建築物となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第1項 |
|  | ②　次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての事業所の建物にあっては、建築基準法第2条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができます。建物が準耐火建築物である場合、次のいずれかの要件を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第1項 |
|  | ア　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（静養室、食堂、浴室及び機能訓練室）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。  イ　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次の要件の全てを満たすこと。  ・　当該事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、消防計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めていること。  　・　避難、救出その他必要な訓練を、消防計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ・　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 | | |  |  |
|  | ③　市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、以下のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。  　　建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合、以下のいずれかの要件を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第2項 |
|  | ア　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造となっている。 | | |  |  |
|  | イ　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものとなっている。 | | |  |  |
|  | ウ　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものとなっている。 | | |  |  |
|  | ※　「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、以下の点を考慮して判断します。 | | |  | 平11老企25  第三の八の2(3) |
|  | ・　上記ア～ウの要件のうち、満たしていないものについても一定の配慮措置が講じられている。 | | |  |  |
|  | ・　日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされている。 | | |  |  |
|  | ・　管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めている。 | | |  |  |
|  | ・　定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行っている。 | | |  |  |
| 11◆  設備・備品等  ★ | 事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。  ◎下記の該当する形態をチェックしてください。  （施設形態）  **単独等で専用**  **同一施設利用**  **併設型に該当** | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第3項 |
|  | 一　　居室（併設短期の居室は兼ねられません。＊）  二　　食堂  三　　機能訓練室  四　　浴室  五　　便所  六　　洗面設備 | | |  |  |
|  | 七　　医務室  八　　静養室  九　　面談室  十　　介護職員室 | | |  |  |
|  | 十一　看護職員室  十二　調理室  十三　洗濯室又は洗濯場  十四　汚物処理室  十五　介護材料室 | | |  |  |
|  | ※　同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の2(4) |
|  | ※　併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、本体施設の上記設備（居室を除く＊）を短期入所生活介護事業の用に供することができるものとします。  （＊居室については「居室を除く」とされており共用が認められないため、併設短期入所の専用居室を届出どおり確保し使用する必要があります。） | | |  | 条例第150条第4項 |
| 12◆  設備基準  ★ | ①　1つの居室の定員は、4人以下となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第6項 |
| （1)  居室 | ②　利用者1人当たりの床面積は、10．65平方メートル以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | ③　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| (2)  食堂及び  機能訓練室 | 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 | | |  |  |
|  | ※　（経過措置）  平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記(1)①②並びに(2)の規定は適用されません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の2(12) |
| （3）  浴室 | 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| （4）  便所 | 便所は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| （5)  洗面設備 | 洗面設備は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 第五号  平11老企25  第三の八の2(5) |
| ※　便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。 | | |
| 13◆  その他の構造設備の基準  ★ | ①　廊下の幅は、1．8メートル以上、中廊下の幅は2．7メートル以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第7項  第1号 |
| ※　廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の2(6) |
|  | ②　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第7項  第2号 |
| ③　階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第7項  第3号 |
|  | ④　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第7項  第4号 |
|  | ⑤　居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。） | | | いる  いない  該当なし | 条例第150条第7項  第5号 |
|  | ⑥　傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げたものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の2(7) |
|  | ⑦　調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の2(8) |
| ⑧　汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の2(9) |
| ⑨　焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の2(10) |
|  | ※　（経過措置）  平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記13①から⑤までの規定は適用しません。 | | | 平11老企25  第三の八の2(12) |
| 14  介護予防短期入所生活介護事業の設備基準  ★ | ※　介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、短期入所生活介護事業における利用定員、設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | | |  | 予防条例第132条 |
| 15  共生型短期入所生活介護の事業の設備基準  ★ | 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者の設備に関するについては、下記の基準を満たしていますか。 | | |  |  |
| ①　居室  指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の5(2) |
|  | ②　その他の設備  　指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　当該施設については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。 | | |  |
| 第5　運営に関する基準 | | | |  |  |
| ※　ユニット型短期入所生活介護事業の場合、◆印の項目は点検不要です。ユニット型以外は点検してください。 | | | |  |  |
| 16  内容及び手続きの説明及び同意  ★ | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第151条第1項 |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項  　ア　運営規程の概要  　イ　従業者の勤務の体制  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制　　　　　等 | | |  |  |
|  | ※　同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(1) |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | | |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第151条第2項  準用（第8条第2項） |
|  | ※　この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 | | |  |  |
|  | (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) | | |  |  |
|  | (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 | | |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 | | |  | 条例第151条第2項  準用（第8条第3項） |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | | |  | 条例第151条第2項  準用（第8条第4項） |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　(1)　②に規定する方法のうち事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式 | | |  | 条例第151条第2項  準用（第8条第5項） |
|  | ※　上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 | | |  | 条例第151条第2項  準用（第8条第6項） |
| 17  短期入所生活介護の開始及び終了 | ①　利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第152条第1項 |
| ②　居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 18  提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第9条）  平11老企25  準用(第三の一の3(3)) |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 | | |
| 19  サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第10条） |
| 20  受給資格等の確認  ★ | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第11条） |
| ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| 21  要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第12条第1項） |
| ②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 22  心身の状況等の把握  ★ | サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第13条） |
| 23  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第15条） |
| 24  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  ★ | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第16条） |
| 25  サービスの提供の記録  ★ | ①　サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第19条第1項） |
| ※　記載すべき事項  　ア　サービスの提供日  　イ　サービスの内容  　ウ　保険給付の額  　エ　その他必要な事項 | | |  |  |
|  | ②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第19条第2項） |
| 26◆  利用料等の受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第153条第1項 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第153条第2項 |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第153条第3項 |
| ア　食事の提供に要する費用  イ　滞在に要する費用  ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の  提供を行ったことに伴い必要となる費用  エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の  提供を行ったことに伴い必要となる費用  オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）  カ　理美容代  キ　上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供され  る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの | | | 平11老企25  第三の八の3(3)② |
|  | ④　上記キの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企54 |
|  | ⑤　上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第153条第5項 |
| ※　費用に係る同意については、文書によるものとします。 | | | 平11老企25  第三の八の3(3)③ |
|  | ⑥　短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）の定めにより、領収証を交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 法第41条第8項 |
| 27  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第21条） |
| 28◆  短期入所生活介護の取扱方針  ★ | ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第154条第1項 |
| ②　相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第154条第2項 |
|  | ③　上記②「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練の援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(4)① |
|  | ④　短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第154条第3項 |
|  | ※　サービス提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含みます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(4)② |
|  | ⑤　短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第154条第4項 |
|  | ⑥　上記⑤の身体拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第154条第5項 |
|  | ※　当該記録は、2年間保存しなければなりません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(4)③ |
|  | ⑦　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第154条第6項 |
| 29  短期入所生活介護計画の作成  ★ | ①　管理者は、相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第155条第1項 |
|  | ※　短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(5)① |
|  | ②　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第155条第2項 |
|  | ③　短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(5)② |
| ④　管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第155条第3項 |
|  | ※　交付した短期入所生活介護計画は、2年間保存しなければなりません。 | | | 平11老企25  第三の八の3(5)③ |
|  | ⑤　管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第155条第4項 |
|  | ⑥　居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(5)⑤ |
| 30◆  介護 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第1項 |
| ★ | ※　介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービス提供し、又は必要な支援を行ってください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(6)① |
|  | ②　1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第2項 |
|  | ※　入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。なお、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。 | | | 平11老企25  第三の八の3(6)② |
|  | ③　利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第3項 |
|  | ※　排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。 | | | 平11老企25  第三の八の3(6)③ |
|  | ④　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第4項 |
|  | ※　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 | | | 平11老企25  第三の八の3(6)④ |
|  | ⑤　前記①から④に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第5項 |
|  | ※　短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ですが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。 | | | 平11老企25  第三の八の3(6)⑤ |
|  | ⑥　常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第6項 |
|  | ※　夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。 | | | 平11老企25  第三の八の3(6)⑥ |
|  | ⑦　利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第156条第7項 |
| 31◆  食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第157条第1項 |
|  | ※　食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。 | | | 平11老企25  第3の八の3(7)④ |
|  | ②　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第157条第2項 |
|  | ③　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(7)② |
|  | ④　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くとも午後5時以降としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(7)③ |
|  | ⑤　利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(7)⑤ |
|  | ⑥　利用者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(7)⑥ |
|  | ⑦　食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(7)⑦ |
| 32  機能訓練 | ①　利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第158条 |
|  | ②　機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(8) |
|  | ③　日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 33  健康管理 | 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第159条 |
| 34  相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第160条 |
|  | ※　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(10) |
| 35◆  その他のサービスの提供 | ①　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第161条第1項 |
| ※　レクリエーション行事は、機能訓練の趣旨を踏まえて行ってください。 | | | 平11老企25  第三の八の3(11) |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第161条第2項 |
| 36  利用者に関する市町村への通知 | 短期入所生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  ア　正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき  イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第26条） |
|  | ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定短期入所生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(15)) |
| 37  緊急時の対応  ★ | ①　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第162条 |
|  | ※　協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(12)① |
|  | ②　緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の3(12)② |
| 38  管理者の責務 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第55条） |
| ②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| 39◆  運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第163条 |
| ★ | ア　事業の目的及び運営の方針  イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ　利用定員  エ　短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  オ　通常の送迎の実施地域  カ　サービス利用に当たっての留意事項  キ　緊急時等における対応方法  ク　非常災害対策  ケ　個人情報の取扱い  コ　虐待の防止のための措置に関する事項  サ　その他運営に関する重要事項 | | |  |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の一の3(19)①） |
|  | ※　ウの「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(13)① |
|  | ※　共生型短期入所生活介護の利用定員  指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。（指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。）  例えば、併設事業所で利用定員20人の場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の5(4) |
|  | ※　エの「短期入所生活介護の内容」は、送迎の有無も含めたサービスの内容を指します。  　　「利用料」は、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」は、条例第153条第3項（基準第127条第3項）の額（項目24③）及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の一の3(19)③） |
|  | ※　オの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(13)③ |
|  | ※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(13)④ |
|  | ※　クの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指します。 | | |  |  |
|  | ※　コの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） | | |  | 平11老企25準用  （第三の一の3(19)⑤） |
|  | ※　サの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(13)⑤ |
| 40◆  勤務体制の確保等  ★ | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第107条第1項） |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 | | | 平11老企25準用  （第三の六の3(5)①） |
|  | ※　併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成してください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(20)イ |
|  | ※　介護職員の勤務形態については、短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭62･9･18社施第107号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保してください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(20)ロ |
|  | ※　夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置してください。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 | | |  |  |
|  | ※　短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいです。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(20)ハ |
|  | ②　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって短期入所生活介護を提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第107条第2項） |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 | | |  |
|  | ※　ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の六の3(5)②） |
|  | ③　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第107条第3項） |
|  | また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 | | |  | 平11老企25準用  （第3の二の3(6)③） |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 | | |  |  |
|  | 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。 | | |  |  |
|  | ④　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第107条第4項） |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 | | |  | 平11老企25準用  （第3の一の3(21)④） |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 | | |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 | | |  |  |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | | |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | | |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 | | |  |  |
| 41  業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条準用  (第31条の2第1項) |
| ★ | ※　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | | |  | 平11老企25準用  （第3の六の3(6)①） |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 | | |  | 平11老企25準用  (第3の六の3(6)②) |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　ロ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 | | |  |  |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用(第31条の2  第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  ※　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 | | | 平11老企25準用  (第3の六の3(6)③) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用(第31条の2  第3項) |
| ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | | 平11老企25準用  (第3の六の3(6)④) |
| 42◆  定員の遵守 | ①　利用定員及び居室の定員を超えることとなる数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでありません。） | | | いる  いない  該当なし | 条例第164条第1項 |
| ★ | ②　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合は、利用者数を超えて、静養室において短期入所生活介護を行うことができますが、その取扱いは次のとおり行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第164条第2項  平11老企25  第三の八の3(15) |
|  | ア　当該利用者に対する短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。  イ　利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとする。（定員超過利用による減算の対象とはならない。） | | |  |  |
|  | ※　共生型短期入所生活介護の利用定員(再掲）  　　指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室ベッド数と同数としてください。（指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。）  　　例えば、併設事業所で利用定員20人の場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても差し支えありません。 | | |  |  |
| 43  非常災害対策  ★ | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第165条第1項  平11老企25準用  （第3の六の3(7)) |
| ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制をつくることです。 | | |  |  |
|  | ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 | | |  | 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き（H28.10埼玉県) |
|  | ※　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせてください。  　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防災管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 | | |  |  |
|  | ※　避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。  ※　浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。（洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください）  ※　「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。 | | |  |  |
|  | ②　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第165条  第2項 |
|  | ※　②は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | | | 平11老企25  準用第三の六の3(7)② |
|  | ③　利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次回の訓練等に活用していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。  　　特に、夜勤専門の職員がいる場合は、夜間又は夜間想定の訓練の際に可能な限り参加させ、他の職員との役割分担を明確にする必要があります。 | | |  |
|  | ④　利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第165条第3項 |
|  | ※　備蓄物資  1　非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分）  2　飲料水（3日分）  3　常備薬（3日分）  4　介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）  5　照明器具  6　熱源  7　移送用具（担架、ストレッチャー等）  8　仮設トイレ等  9　発電機 | | | 越谷市地域防災計画 |
| 44  衛生管理等  ★ | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第110条第1項） |
| ※　事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 | | | 平11老企25準用  （第三の六の3(8)①） |
|  | イ　事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  　ロ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  　ハ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 | | |  |  |
|  | ニ　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施すること。 | | |  |  |
|  | ホ　洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがあるので、使用しないこと。 | | |  |  |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | | |  | 条例第168条  準用（第110条第2項） |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の六の3(8)②） |
|  | (1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第110条第2項第1号） |
|  | イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の六の3(8)②イ） |
|  | (2)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第110条第2項第2号） |
|  | ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 | | | 平11老企25準用  （第三の六の3(8)②ロ） |
|  | (3)　事業所において通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第110条第2項第3号） |
|  | ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | | 平11老企25準用  （第三の六の3(8)②ハ） |
| 45  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第33条第1項） |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項として、運営規程の概要（利用料金の額や通常の送迎の実施地域も含む）や、事故発生時の対応、苦情処理の体制等を、表を用いるなどして見やすく掲示することが重要です。 | | |  | 平11老企 25  準用(第三の一の3(24）①） |
|  | ※　事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 | | |  |  |
|  | イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  　ロ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 | | |  | 条例第168条  準用（第33条第2項）  平11老企 25  準用(第三の一の3(24）②） |
| 46  秘密保持等  ★ | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第34条第1項） |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 | | |  |
|  | ②　当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第34条第2項） |
|  | ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の一の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第34条第3項） |
|  | ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の一の3(25)③） |
| 47  広告  ★ | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第35条） |
| 48  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第36条） |
| 49  苦情処理 | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第37条第1項）  平11老企25準用  （第三の一の3(28)①） |
| ★ | ※「必要な措置」  ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 | | |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第37条第2項） |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 | | | 平11老企25準用  （第三の一の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第37条第3項） |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第37条第4項） |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第37条第5項） |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第37条第6項） |
| 50  地域との連携等 | 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用(第38条)  平11老企25準用  （第3の一の3(29)①） |
| ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。  　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | | |
| 51  地域等との連携 | 事業の運営に当たっては、地域に開かれた事業として行われるよう、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第166条  平11老企25  第3の八の3(17) |
| 52  事故発生時の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第39条第1項） |
| ★ | ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 | | |  | 平11老企25準用  （第三の一の3(30)①) |
|  | ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第39条第2項） |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条  準用（第39条第3項） |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | | | 平11老企25  第三の一の3(30)②） |
|  | ④　事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の一の3(30)③） |
| 53  虐待の防止  ★ | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条準用  （第39条の2） |
| ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 | | | 平11老企25 準用  （第3の一の3(31)） |
|  | 〇虐待の未然防止  　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 | | |  |  |
|  | 〇虐待等の早期発見  　　事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 | | |  |  |
|  | 〇虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 | | |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | | |  |  |
|  | ①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条準用  （第39条の2第1号） |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 | | |  | 平11老企25 準用  （第3の一の3(31)①） |
|  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | | |  |  |
|  | また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | | |  |  |
|  | ②　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条準用  （第39条の2第2号） |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　　事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | | | 平11老企25 準用  （第3の一の3(31)②） |
|  | ③　事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条準用  （第39条の2第3号） |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 | | | 平11老企25 準用  （第3の一の3(31)③） |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第168条準用  （第39条の2第4号）  平11老企25 準用  （第3の一の3(31)④） |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | | |
| 54  会計の区分 | ①　事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第169条  準用（第40条）  平11老企25準用  （第3の一の3(32)） |
| ※　具体的な会計処理については、次の通知に基づき適切に行ってください。  ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  　　（平成12年3月10日 老計第8号）  イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  　　（平成13年3月28日 老振発第18号）  ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 （平成24年3月29日 老高発第0329第1号） | | |
| 55  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第167条第1項 |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間（イに掲げる記録にあっては、5年間）保存していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第167条第2項 |
|  | ア　短期入所生活介護計画  イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  エ　市町村への通知に係る記録  オ　苦情の内容等の記録  カ　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | | |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 | | |  | 平11老企 25  第三の八の3(19) |
| 56  共生型  短期入所生活介護の事業の運営基準 | 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者の運営に関する基準については、共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第181条の2 |
| 57  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕  ※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 | | |  | 平11老企25  第5の1 |
|  | ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | | |  |  |
|  | ⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。  　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 | | |  | 平11老企25  第5の2 |
|  | ⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又は　この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  |  |
| 第6　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | | | |  |  |
| 58  介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 | ①　介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第144条  第1項 |
| ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第144条  第2項 |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第144条  第3項 |
| ※　サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 | | |  | 平11老企25  第四の三の8(1)① |
| ④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第144条  第4項 |
| ※　サービス提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(1)③ |
| ⑤　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第144条 |
| ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 | | |  | 平11老企25  第四の三の8(1)② |
| 59  介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針  ★ | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第145条第1号 |
| ②　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、上記①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第145条第2号 |
| ※　「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。 | | |  | 平11老企25  第四の三の8(2)① |
| ※　介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 | | |  |  |
| ③介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第145条第3号 |
| ※　介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(2)② |
| ④　管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第145条第4、5号 |
| ⑤　サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第145条第6号 |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第145条第7号 |
| 60  介護  ★ | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第1項 |
| ※　介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持・向上が図られるよう、適切な技術をもってサービス提供し、又は必要な支援を行ってください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(3)① |
| ②　1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第2項 |
| ※　入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。なお、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(3)② |
| ③利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第3項 |
| ※　排せつの介護は、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(3)③ |
| ④　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第4項 |
| ※　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(3)④ |
| ⑤　上記①から④に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第5項 |
| ※　介護予防短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ではありますが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(3)⑤ |
| ⑥　常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第6項 |
| ※　夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行ってください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(3)⑥ |
| ⑦　利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第146条第7項 |
| 61  食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第147条第1項 |
| ※　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としてください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(4)① |
| ※　食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。 | | | 平11老企25  第四の三の8(4)④ |
| ②　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第147条第2項 |
| ③　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第四の三の8(4)② |
| ④　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くても午後5時以降としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第四の三の8(4)③ |
| ⑤　利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第四の三の8(4)⑤ |
| ⑥　利用者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第四の三の8(4)⑥ |
| ⑦　食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第四の三の8(4)⑦ |
| 62  機能訓練 | 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第148条 |
| ※　機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供してください。  　　なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮してください。 | | | 平11老企25  第四の三の8(5) |
| 63  健康管理 | 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第149条 |
| 64  相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第150条 |
| ※　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第四の三の8(7) |
| 65  その他のサービスの提供 | ①　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 予防条例第151条 |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| 第7ユニット型短期入所生活介護の基本方針並びに設備・運営に関する基準(介護予防を含む） | | | | | |
| ※「第4」及び「第5」の◆印が付いていない項目も点検してください。 | | | |  |  |
| 66  ユニット型短期入所生活介護の基本方針 | ユニット型短期入所生活介護の事業（ユニット型事業）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | | |  | 条例第170条 |
|  | ※　ユニット型事業とは、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに、利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいいます。 | | |  | 条例第169条 |
|  | ※　「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含みます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(3)③ |
| 67  防災関係 | ①　ユニット型短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第1項 |
|  | ※　居室等を2階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができます。 | | |  |  |
|  | ②　①の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、以下のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物である必要はありません。  　　建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合、以下のいずれかの要件を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第2項 |
|  | ア　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | イ　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ウ　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、以下の点を考慮して判断します。 | | |  | 平11老企25  第三の八の2(3) |
|  | ・　上記ア～ウの要件のうち、満たしていないものについても一定の配慮措置が講じられていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ・　日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障がいを有する者であることに鑑みてなされていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ・　管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ・　定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 68  設備及び備品等  ★ | ①　ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の4(3)① |
|  | ※　利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(3)④ |
|  | ②　ユニット型短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第3項 |
|  | 一 ユニット（併設施設と共用不可） | | |  |  |
|  | 二 浴室 | | |  |  |
|  | 三 医務室 | | |  |  |
|  | 四 調理室 | | |  |  |
|  | 五 洗濯室又は洗濯場 | | |  |  |
|  | 六 汚物処理室 | | |  |  |
|  | 七 介護材料室 | | |  |  |
|  | ※　他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設及び当該ユニット型短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができます。 | | |  |  |
|  | ※　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、併設本体施設の上記設備（ユニットを除く）をユニット型短期入所生活介護事業の用に供することができます。 | | |  | 条例第171条第4項 |
| 69  設備基準  ★  (1)  ユニット | ①　1つの居室の定員は、1人となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項第1号ア（ア） |
| ※　夫婦で居室を利用する場合など、サービス提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。 | | | 平11老企25  第三の八の4(3)⑥イ |
| ※　ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。 | | | 平11老企25  第三の八の4(3)⑤ |
|  | ②　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。また、1ユニットの利用定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号ア（イ） |
|  | ※　「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは次の3つをいいます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(3)⑥ロ |
|  | a　当該共同生活室に隣接している居室  b　当該共同生活室に隣接してはいないが、aの居室と隣接している居室  c　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のa及びbに該当する居室を除く。） | | |  |  |
|  | ※　各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットも認めます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(3)⑥ハ |
|  | ※　令和3年4月1日以降、当分の間、利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、基準条例第147条第1項第3号及び第179条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする（努力義務）。 | | |  |  |
|  | ③　利用者1人当たりの居室床面積は、10．65平方メートル以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項第1号ア（ウ） |
|  | ④　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項第1号ア（エ） |
|  | ※　居室について  ユニット型事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(3)⑥ホ |
|  | a　ユニット型個室  　　床面積は、10．65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 | | |  |  |
|  | b　ユニット型個室的多床室  ・　令和3年4月1日に現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10．65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。  ・　この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。  ・　壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動ではないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。  ・　居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。  ・　居室への入り口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで　　仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとは言えず、個室的多床室としては認められません。  ・　ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室　が上記aの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。 | | |  |  |
|  | ※　令和3年4月1日現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室であって、基準改正前の規定の要件（ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない）を満たしている居室当については、なお、従前の例による。 | | |  |  |
| (2)  共同生活室 | ①　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するよう、次の2つの要件を満たしていますか。 | | |  | 条例第171条第6項  第1号イ（ア） |
|  | ア　他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の八の4(3)⑦イ |
|  | イ　当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　前記①の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号イ（イ） |
|  | ※（経過措置）  　平成15 年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、前記「平11老企25第三の八の4(3)⑥ハ」は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。 | | | 平11老企25  第三の八の4(3)⑥二 |
|  | ③　要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号イ（ウ）  平11老企25  第3の八の4(3)⑦ロ |
|  | ※　利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましいです。 | | |
| (3)  洗面設備 | ①　洗面設備は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号ウ（ア） |
|  | ②　洗面設備は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号ウ（イ） |
|  | ※　洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 | | | 平11老企25  第三の八の4(3)⑧ |
| (4) 便所 | ①　便所は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号エ（ア） |
|  | ②　便所は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第1号エ（イ） |
|  | ※　便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 | | | 平11老企25  第三の八の4(3)⑨ |
| (5) 浴室 | 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第6項  第2号 |
|  | ※　浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。 | | | 平11老企25  第三の八の4(3)⑩ |
| 70  その他の構造設備の基準  ★ | ①　廊下の幅は、1．8メートル以上、中廊下の幅は、2．7メートル以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第7項  第1号  平11老企25  第三の八の2(6) |
| ※　廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。 | | |  |
|  | ※　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1．5メートル以上（中廊下にあっては、1．8メートル以上）として差し支えありません。 | | |  |  |
|  | ②　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第7項  第2号 |
|  | ③　階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第7項  第3号 |
|  | ④　消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第7項  第4号 |
|  | ⑤　ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。） | | | いる  いない  該当なし | 条例第171条第7項  第5号 |
| 71  ユニット型介護予防短期入所生活介護の設備  基準  ★ | ※　ユニット型介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型介護予防短期入所生活介護事業とユニット型短期入所生活介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、ユニット型短期入所生活介護事業における設備に関する基準等を満たすことをもって、ユニット型介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | | |  | 条例第154条第8項 |
| 72  利用料の受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第173条第1項 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第173条第2項 |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第173条第3項 |
|  | ア　食事の提供に要する費用  イ　滞在に要する費用  ウ　市長の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  エ　市長の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  オ　送迎に要する費用（市長が別に定める場合を除く。）  カ　理美容代  キ　上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの | | |  |
|  | ④　上記キの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企54 |
|  | ⑤　上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第173条第5項 |
|  | ※　費用に係る同意については、文書によるものとします。 | | |  |  |
|  | ⑥　短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めることにより、領収証を交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 法第41条第8項 |
| 73  短期入所生活介護の取扱方針  ★ | ①　利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第1項 |
| ※　サービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。  　　なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(5)① |
|  | ②　各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第2項 |
|  | ※　従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要です。 | | | 平11老企25  第三の八の4(5)② |
|  | ③　利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第3項 |
|  | ④　利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第4項 |
|  | ⑤　従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第5項 |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行っていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第6項 |
|  | ⑦　上記⑥の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第7項 |
|  | ⑧　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第174条第8項 |
| 74  介護  ★ | ①　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第1項 |
|  | ※　自律的な日常生活を営むこと支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとならないよう留意してください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(6)① |
|  | ②　利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第2項 |
|  | ※　「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。 | | | 平11老企25  第三の八の4(6)② |
|  | ③　利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第3項 |
|  | ※　やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。 | | |  |  |
|  | ※　入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」行うとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(6)③ |
|  | ④　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第4項 |
|  | ⑤　おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第5項 |
|  | ⑥　上記①～⑤に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第6項 |
|  | ⑦　常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第7項 |
|  | ⑧　利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第175条第8項 |
| 75  食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第176条第1項 |
|  | ②　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第176条第2項 |
|  | ③　利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第176条第3項 |
|  | ※　食事は、事業者側の都合で急かすことなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(7)① |
|  | ④　利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第176条第4項 |
|  | ※　利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。 | | | 平11老企25  第三の八の4(7)② |
| 76  その他のサービスの提供 | ①　利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第177条第1項 |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第177条第2項 |
| ※　ユニット型事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければなりません。 | | | 平11老企25  第三の八の4(8)② |
| 77  運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第178条 |
| ★ | ア　事業の目的及び運営の方針  イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ　利用定員  エ　ユニットの数及びユニットごとの利用定員  オ　短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  カ　通常の送迎の実施地域  キ　サービス利用に当たっての留意事項  ク　緊急時等における対応方法  ケ　非常災害対策  コ　個人情報の取扱い  サ　虐待の防止のための措置に関する事項  シ　その他運営に関する重要事項 | | |  |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | | |  |  |
|  | ※　ウの「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の3(13) |
|  | ※　オの「短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指します。  　「利用料」は、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない短期入所生活介護の利用料を、｢その他の費用の額」は、条例第208条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(9)① |
|  | ※　カの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 | | |  |  |
|  | ※　キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。 | | |  |  |
|  | ※　ケの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 | | |  |  |
|  | ※　サの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） | | |  |  |
|  | ※　シの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 | | |  |  |
| 78  勤務体制の確保等  ★ | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、ユニット型事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第179条第1項 |
| ②　上記①の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。 | | |  | 条例第179条第2項 |
|  | ア　昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | イ　夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ウ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に2名以上配置する（ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。 | | | 平11老企25  第三の八の4(10)① |
|  | この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 | | |  |  |
|  | ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下⑽において「ユニット型事業所」という。）とユニット型の指定介護老人福祉施設等（以下⑽において「ユニット型施設」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。）を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。）。 | | |  |  |
|  | ※　令和3年4月1日以降に、入居定員が10 を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正省令附則第6条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10 時から翌日の午前5時までを含めた連続する16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。 | | |  | 平11老企25  第三の八の4(10)② |
|  | イ　日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置  　　ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10 を超えて1を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 | | |  |  |
|  | ロ　夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置  　　2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16 で除して得た数が、入居者の合計数が20 を超えて2又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 | | |  |  |
|  | なお、基準条例第179条第2項第1号及び第2号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。 | | |  |  |
|  | ③　ユニット型事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービス提供を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第179条第3項 |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 | | | 準用(第101条第2項） |
|  | ※　調理、洗濯等の利用者に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。 | | |  |  |
|  | ④　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第179条第4項 |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 | | |  |
|  | また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 | | |  | 平11老企25準用  （第3の二の3(6)③） |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 | | |  |  |
|  | 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。 | | |  |  |
|  | ⑤　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第179条第5項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 | | |  | 平11老企25準用  （第3の一の3(21)④） |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 | | |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 | | |  |  |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | | |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | | |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 | | |  |  |
| 79  定員の遵守  ★ | ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超える数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでありません。） | | | いる  いない  該当なし | 条例第180条 |
| 第8　業務管理体制の整備 | | | |  |  |
| 80  法令遵守等の業務管理体制の整備 | 業務管理体制を適切に整備し､関係行政機関に届け出ていますか｡  ◎法令遵守責任者の職名･氏名   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職名･氏名 | 届出先 | 届出日 | |  |  |  | | | | いる  いない  該当なし | 法第115条の32  第1項  施行規則  第140条の40 |
| 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕  ◎ 事業所数が20未満  ･整備届出事項:法令遵守責任者  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等 | | |  |
| ◎ 事業所数が20以上100未満  ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要 | | |  |
| ◎ 事業所数が100以上  ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定､業務執行監査の定期的実施  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要､業務執行監査の方法の概要 | | |  |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 第9　介護給付費の算定及び取扱い（介護予防を含む） | | | | | |
| 81  基本的事項  (予防同様) | ①　費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」（介護予防については、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」）により算定されていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  第一号（介護予防は略。以下同じ） |
| ②　費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  第二号 |
|  | ③　単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  第三号 |
| 82  短期入所生活介護費  (予防同様) | ①　別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第九号に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）第一号を満たすものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。  　　○夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合  ⇒97/100に減算  　　○定員超過利用・人員基準欠如の場合⇒70/100に減算 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注1 |
|  | ※　短期入所日数については、原則として、入所した日及び退所した日の両方を含むものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の1(2) |
|  | ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれません。  　　したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しません。 | | |  |  |
|  | なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの（以下「医療保険適用病床」という。）又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの（以下「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）に入院する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されません。 | | |  |  |
|  | ※　多床室から従来型個室など、部屋替えした日の介護報酬は、以降に利用する部屋の報酬で算定します。 | | |  | 平成17年10月改定関係Q&A【追補版】Q1 |
| 〔ユニットケア減算〕 | ②　ユニット型短期入所生活介護費の算定については、職員配置が次の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注2 |
|  | イ　日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | |  | 平27厚労告96  第十一号 |
|  | ※　ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数が減算されます。ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合は減算されません。 | | |  | 平12老企40  第二の2(5)  準用5(4) |
| 〔夜勤減算〕 | ③　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注1 |
| 〔厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準〕  夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。  (1) 単独型従来型の場合  　・利用者の数が25以下の事業所　1以上  　・利用者の数が26以上60以下の事業所　2以上  　・利用者の数が61以上80以下の事業所　3以上  　・利用者の数が81以上100以下の事業所　4以上  　・利用者の数が101以上の事業所  　　4に利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  (2) 単独型ユニット型の場合  　・2ユニットごとに1以上 | | |  | 平12厚告29  第一号 |
|  | ※　特養併設型の場合は、上記の「利用者の数」を「短期入所生活介護の利用者及び特別養護老人ホームの入所者の数の合計数」に読み替えてください。  　　したがって、例えば、前年度の平均入所者数70 人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20 人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)（3：1の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30 人であり、必要な夜勤を行う職員の数は4人となります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(3)②イ |
|  | ※　ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定してください。例えば、3ユニットの指定介護老人福祉施設に、1ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人となります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(3)②イ |
|  | ※　ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく（災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等）、夜勤職員1人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20 人以下である場合には、指定介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が認められるものです。例えば、3ユニットで入居者数29 人のユニット型指定介護老人福祉施設に、利用者数3人の多床室の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、必要な夜勤職員数は2人となります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(3)②イ |
|  | ※　上記の利用者の数は、前年度の平均を用います。ただし、新規開設又は再開の場合は推定数によります。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延数を前年度の日数で除して得た数（小数点以下切り上げ）とします。 | | |  | 平12老企40  第二の1(6)③  準用(5)② |
|  | ※　ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者全員について、所定単位数が減算されます。 | | |  | 平12老企40  第二の1(6)② |
|  | イ　夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所ごとに設定するものとする。）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合  ロ　夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 | | |  |  |
|  | ※　夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。  また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16 で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとする。  なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとする。 | | |  | 平12老企40  第二の1(6)④ |
|  | ※　夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討します。 | | |  | 平12老企40  第二の1(6)⑤ |
| 〔定員超過〕 | ④　月平均の利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超える場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注1 |
|  | ※　上記の月平均の利用者の数は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数（小数点以下切り上げ）とします。  なお、全利用者の延数の算定においては、入所した日を含み、退所した日は含みません。 | | | 平12老企40  第二の1(3)②  平12老企40  第二の1(2)④ |
|  | ※　定員超過利用の基準に該当することとなった事業所は、翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 | | |  | 平12老企40  第二の1(3)③ |
|  | ※　定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導し、当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の1(3)④ |
|  | ※　災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の1(3)⑤ |
|  | ※　老人福祉法第10条の4第1項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われません。  　　なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(2) |
| 〔人員欠如〕 | ⑤　介護職員若しくは看護職員の員数が、人員に関する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注1 |
|  | 〔人員に関する基準〕  ア　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。  イ　介護職員及び看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 | | | 条例第147条 |
|  | ※　常勤換算方法による介護職員又は看護職員の数の算定は、暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定し、小数点第二位以下を切り捨てます。  　　なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなします。  　　その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。 | | |  | 平12老企40  第二の1(4) |
|  | ①　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 | | |  |  |
|  | ②　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。  また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。 | | |  |  |
|  | ※　人員基準上満たすべき介護職員又は看護職員の員数を算定する際の利用者数は、前年度の平均を用います。ただし、新規開設又は再開の場合は推定数によります。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延数を前年度の日数で除して得た数（小数点第二位以下切り上げ）とします。  なお、全利用者の延数の算定においては、入所した日を含み、退所した日は含みません。 | | |  | 平12老企40  第二の1(5)②  平12老企40  第二の1(2)④ |
|  | ※　新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90％を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とします。  減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とします。 | | |  | 平12老企40  第二の1(7) |
|  | ※　ある月（暦月）において、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算されます。  　　人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算されます。ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合は減算されません。 | | |  | 平12老企40  第二の1(5)③ |
|  | ※　著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導し、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の1(5)⑥ |
| 83  共生型居宅サービス事業を行う場合  (予防同様) | 共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注3 |
| 84  生活相談員配置等加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所において、共生型居宅サービスの事業を行う短期入所事業者は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注4 |
| 〔共生型〕 | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  |  |
| (予防同様) | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| （1）生活相談員を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | （2）地域に貢献する活動を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | | |  |  |
|  | ※　生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、常勤換算方法で1名以上配置する必要があるが、共生型短期入所生活介護の指定を受ける障害福祉制度における指定短期入所事業所（本体施設が障害者支援施設である併設事業所及び空床利用型事業所に限る。以下この号において同じ。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。  　　なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(6)① |
|  | ※　地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。 | | |  | 平12老企40  第二の2(6)② |
|  | ※　当該加算は、共生型短期入所生活介護の指定を受ける指定短期入所事業所においてのみ算定することができます。 | | |  | 平12老企40  第二の2(6)③ |
| 85  生活機能向上連携加算  (予防同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注5 |
|  | 個別機能訓練加算を算定している場合は、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　　100単位 | | |  |  |
|  | ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　　200単位 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  |  |
|  | イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）  　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師）の助言に基づき、当該短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもの）が共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)①イ |
|  | ※　この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 | | |  |  |
|  | ※　個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)①ロ |
|  | （2）　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(7)①ハ |
|  | ※　目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。  　　なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。 | | |  |  |
|  | (3)　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注5  平12老企40  第二の2(7)①二 |
|  | (4)　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容(評価を含む）や進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表の8の注5  平12老企40  第二の2(7)①ホ |
|  | （5）　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(7)①ホ |
|  | ※　また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)①ホ |
|  | （6）　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(7)①へ |
|  | ※　生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)①ト |
|  | ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）  　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | （7）　訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)②イ |
|  | ※　理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)②イ |
|  | ※　この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 | | |  |  |
|  | （8）　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)②ロ |
|  | （9）　理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)②ロ |
|  | （10） （2）、（3）及び（6）によること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。 | | |  | 平12老企40  第二の2(7)②ハ |
| 86  機能訓練指導員加算  (予防同様) | ①　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として市長に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注6 |
|  | ※　空床利用型及び併設型の短期入所生活介護事業所にあっては、「利用者の数」は、利用者の数及び本体施設の入所者又は入院患者の合計数を用います。 | | |  |  |
|  | ※　併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の要件は満たしません。  　　ただし、利用者の数が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されているときは、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上」という基準満たす限りにおいて、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務して差し支えありません。  　　例えば、入所者数100人の介護老人福祉施設に併設される利用者数20人の短期入所生活介護事業所において、2人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの1人が介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の常勤専従の機能訓練指導員である場合であっては、もう1人の機能訓練指導員は、勤務時間の5分の1だけ介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事し、その他の時間は併設の通所介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(8) |
| 87  個別機能訓練加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、1日につき56単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注7 |
| (予防同様) | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  | 平27厚労告95  第三十六号 |
| (1)　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | (2)　機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| (3)　個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| (4)　機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | ※　個別機能訓練加算の算定に当たっては、次の点に留意してください。 | | |  |  |
|  | ①　理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)① |
|  | ②　1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみを加算の算定対象としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)② |
|  | ③　上記②の場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)② |
|  | ④　短期入所生活介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)② |
|  | ⑤　機能訓練指導員加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算を算定できますが、この場合にあっては、機能訓練指導員加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできないため、別に個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員を配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑨ |
|  | ⑥　個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)③ |
|  | ⑦　個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL，IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑦ |
|  | ※　個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 | | |  | 平12老企40  第二の2(9)③ |
|  | ⑧　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施していますか。  　　具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（一人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)④ |
|  | ⑨　上記⑧の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑤ |
| ⑩　上記⑧の目標については、利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑤ |
|  | ⑪　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む。）に対して機能訓練指導員が直接行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑥ |
|  | ⑫　必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ⑬　実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑥ |
|  | ⑭　生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週1回以上実施することを目安としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑥ |
|  | ⑮　個別機能訓練計画作成後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑦ |
|  | ⑯　個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)③ |
|  | ⑰　評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑦ |
|  | ※　また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  | 平12老企40  第二の2(9)⑦ |
|  | ⑱　個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(9)⑧ |
|  | ※　個別機能訓練加算は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL（食事、排泄、入浴等）やIADL（調理、洗濯、掃除等）などの「活動」への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった「参加」への働きかけを行い、「心身機能」、「活動」、「参加」といった「生活機能」にバランスよく働きかけるものです。  　　なお、当該加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については、「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成27年3月27日老振発第0327第2号）を参照してください。 | | |  | 平12老企40  第二の2(9)⑨ |
| 88  看護体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注8 |
|  | ※　看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イ又はロは算定せず看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イ又はロは算定しない。 | | |  |  |
|  | 看護体制加算（Ⅰ）　　　　4単位 | | |  |
|  | 看護体制加算（Ⅱ）　　　　8単位 | | |  |
|  | 看護体制加算（Ⅲ）イ　 　12単位 | | |  |  |
|  | 看護体制加算（Ⅲ）ロ　　　6単位 | | |  |  |
|  | 看護体制加算（Ⅳ）イ　　 23単位 | | |  |  |
|  | 看護体制加算（Ⅳ）ロ　　 13単位 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 | | |  | 平27厚労告96  第十二号 |
| ア　看護体制加算（Ⅰ） | | |  |
|  | （1）　常勤の看護師を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | （2）　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | イ　看護体制加算（Ⅱ） | | |  |  |
|  | （1）　看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （2）　当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　ア(2)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ウ　看護体制加算（Ⅲ）イ | | |  |  |
|  | (1)　利用定員が29人以下であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上であること。(要支援者は含めない） | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　ア(1)及び(2)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | エ　看護体制加算（Ⅲ）ロ | | |  |  |
|  | (1)　利用定員が30人以上50人以下であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　ア(1)・(2)及びウ(2)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | オ　看護体制加算（Ⅳ）イ | | |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(3)まで並びにウ(1)及び(2)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | カ　看護体制加算（Ⅳ）ロ | | |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(3)まで、ウ(2)及びエ(1)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔①看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）について〕 | | |  |  |
|  | ◎併設事業所について | | |  |  |
|  | 併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。具体的には、以下のとおりとする。 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)①イ |
|  | a　看護体制加算（Ⅰ）については、本体施設における看護師の配置に関わらず、指定短期入所生活介護事業所として別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能である。 | | |  |  |
|  | b　看護体制加算（Ⅱ）については、本体施設における看護職員の配置に関わらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームの空床利用の場合を除く。）における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合には32時間を基本とする。）で除した数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となる場合に算定が可能である。 | | |  |  |
|  | ◎特別養護老人ホームの空床利用について | | |  |  |
|  | a　看護体制加算（Ⅰ）については、本体施設に常勤の看護師を1名配置している場合は、空床利用の指定短期入所生活介護についても、算定が可能である。 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)①ロ |
|  | b　看護体制加算（Ⅱ）については、指定介護老人福祉施設の入所者数と空床利用の指定短期入所生活介護の利用者数を合算した数が25又はその端数を増すごとに1以上、かつ、当該合算した数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる看護職員の数に1を加えた数以上の看護職員を配置している場合に算定可能となる。 | | |  |  |
|  | ※　なお、併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用のいずれの場合であっても、看護体制加算（Ⅰ）及び看護体制加算（Ⅱ）を同時に算定することが可能である。この場合にあっては、看護体制加算（Ⅰ）において加算の対象となる常勤の看護師についても、看護体制加算（Ⅱ）における看護職員の配置数の計算に含めることが可能である。 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)①ハ |
|  | 〔②看護体制加算（Ⅲ）（Ⅳ）について〕 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)② |
|  | ◎看護体制要件  　〔①看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）について〕を準用する。 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)②イ |
|  | ◎中重度者受入要件 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)②ロ |
| a　看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。 | | |
|  | b　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。  　　ⅰ　前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。  　　ⅱ　前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。 | | |  |  |
|  | ◎定員要件 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)②ハ |
|  | 看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の定員規模に係る要件は、併設事業所に関しては、短期入所生活介護のみの定員に着目して判断する。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、短期入所生活介護については29人以下の規模の単位数を算定する。  なお、空床利用型の短期入所生活介護については、本体の指定介護老人福祉施設の定員規模で判断する。 | | |  |
|  | ※　看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)については、事業所を利用する利用者全員に算定することができること。また、看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは可能であること。 | | |  | 平12老企40  第二の2(10)②ニ |
| 89  医療連携強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して短期入所生活介護を行った場合は、1日につき58単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注9 |
|  | ※　在宅中重度者受入加算を算定している場合は算定しません。 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  | 平27厚労告95  第三十七号 |
| イ　看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ロ　利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ハ　主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ニ　急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕  次のいずれかに該当する状態  イ　喀痰吸引を実施している状態  ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態  ハ　中心静脈注射を実施している状態  ニ　人工腎臓を実施している状態  ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態  ヘ　人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態  ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態  チ　褥瘡に対する治療を実施している状態  リ　気管切開が行われている状態 | | |  | 平27厚労告94  第二十号 |
|  | ※　医療連携強化加算の算定に当たっては、以下の点に留意してください。 | | |  | 平12老企40  第二の2(11) |
| ①　医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、市長に届け出た短期入所生活介護事業所において、算定の対象となる状態にある利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に、当該利用者について加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　看護職員による定期的な巡視とは、急変の予測や早期発見等のために行うものであり、おおむね1日3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　巡視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ④　あらかじめ協力医療機関を定め、当該協力医療機関との間に、利用者に急変等が発生した場合の対応についての取り決めを行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ⑤　上記④の取り決めの内容については、短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ⑥　上記⑤の同意については、文書で記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ⑦　利用者は、次のいずれかに該当していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| ア　「喀痰吸引を実施している状態」とは、短期入所生活介護の利用中に喀痰吸引を要する状態であり、実際に喀痰吸引を実施したものであること。 | | |  |
|  | イ　「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。 | | |  |  |
|  | ウ　「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。 | | |  |  |
|  | エ　「人工腎臓を実施している状態」については、当該月において人工腎臓を実施しているものであること。 | | |  |  |
|  | オ　「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90％以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。 | | |  |  |
|  | カ　「人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態」については、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。 | | |  |  |
|  | キ　「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。 | | |  |  |
|  | ク　「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第二度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。 | | |  |  |
|  | 第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）  第二度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）  第三度：皮膚層がなくなり、潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある。  第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している | | |  |  |
|  | ケ　「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開に係るケアを行った場合に算定できるものであること。 | | |  |  |
|  | ⑧　請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載し、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみ記載していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 90  夜勤職配置加算 | 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（以下、「夜勤職員基準」という。）に適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所については、1日につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注10 |
| ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、共生型居宅サービスを算定している場合は、算定しません。 | | |  |
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ）　　　13単位 | | |  |
| 夜勤職員配置加算（Ⅱ）　　　18単位 | | |  |
|  | 夜勤職員配置加算（Ⅲ）　　　15単位 | | |  |  |
|  | 夜勤職員配置加算（Ⅳ）　　　20単位 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準〕  ①　夜勤職員配置加算（Ⅰ） | | |  | 平12厚告29  第一号ハ |
|  | （1）　短期入所生活介護費を算定していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （2）　夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤職員基準イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数（以下、(Ⅰ)において最低基準という。）を一以上上回っていること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。  a　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　最低基準の数に十分の九を加えた数  i　見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。  ⅱ　見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。  b　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　最低基準の数に十分の六を加えた数ユニット型以外において(夜勤職員基準第1号ロ(1)(一)f※に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準の家数に十分の八を加えた数)  ⅰ　夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。  ⅱ　夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。  ⅲ　見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。  (1)　夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利  用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利  用者の安全及びケアの質の確保  (2)　夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  (3)　見守り機器等の定期的な点検  (4)　見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　夜勤職員配置加算（Ⅱ） | | |  |  |
|  | (1)　 ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤職員基準イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数（以下、(Ⅱ)において最低基準という。）に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。  a　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　最低基準の数に十分の九を加えた数  i　見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。  ⅱ　見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。  b　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　最低基準の数に十分の六を加えた数  i　夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。  ⅱ　夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。  ⅲ　見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。  (1)　夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保  (2)　夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  (3)　見守り機器等の定期的な点検  (4)　見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　夜勤職員配置加算（Ⅲ） | | |  |  |
|  | (1)　①(1)及び(2)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を1人以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ア　介護福祉士であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者。  イ　特定登録者であって、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第5項に規定する特定登録証の交付を受けている者。  ウ　新特定登録者であって、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第11項において準用する同条第5項に規定する新特定登録証の交付を受けている者。  エ　社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者 | | |  |
|  | (3)　(2)ア、イ又はウに該当する職員を配置する場合は喀痰吸引等の業務の登録を、(2)エに該当する職員を配置する場合は特定行為業務の登録を受けていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ④　夜勤職員配置加算（Ⅳ） | | |  |  |
|  | (1)　②(1)及び(2)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　③(2)及び(3)に該当するものであること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とします。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の2の(12)① |
|  | ※　指定介護老人福祉施設の併設型又は特別養護老人ホームの空床利用型の短期入所生活介護事業所については、短期入所生活介護の利用者数と本体施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を上回って配置した場合に、加算を行います。 | | |  | 平12老企40  第二の2の(12)② |
|  | ※　ユニット型短期入所生活介護事業所にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はありません。 | | |  | 平12老企40  第二の2の(12)③ |
|  | ※　一部ユニット型短期入所生活介護事業所については、ユニット部分とそれ以外の部分を区分して、それぞれ加算の算定の可否を判断します。 | | |  |  |
|  | ※　夜勤職員基準第1号ハの⑴㈡及び⑵㈡ただし書に規定する見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）を使用する場合における基準については、以下のとおり取り扱うこととする。  イ 必要となる夜勤職員の数が0.9を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこと。  a 利用者の10 分の1以上の数の見守り機器を設置すること。  b 「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  ロ 必要となる夜勤職員の数が0.6 を加えた数以上である場合（夜勤職員基準第第一号ロの⑴㈠fの規定に該当する場合は0.8 を加えた数以上である場合）においては、次の要件を満たすこと。  a 利用者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。  b インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること  c 「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」（以下「見守り機器等活用委員会」という。）は3月に1回以上行うこと。「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  また、見守り機器等活用委員会には、管理者だけでなく実際に夜勤を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画するものとし、実際に夜勤を行う職員の意見を尊重するよう努めることとする。  d 「利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質\_の確保を行うこととする。  ⑴ 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等をとりやめることはせず、個々の利用者の状態に応じて、個別に定時巡視を行うこと。  ⑵ 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を利用者の状態把握に活用すること。  ⑶ 見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。  e 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。  ⑴ ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか  ⑵ 夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないかどうか  ⑶ 休憩時間及び時間外勤務等の状況  f 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。  g 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。  この場合の要件で夜勤職員配置加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。利用者の安全及びやケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の夜勤職員配置加算の要件を満たすこととする。  届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護事業所のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。 | | |  | 平12老企40  第二の2の(12)④ |
| 91  認知症行動・心理症状緊急対応加算  (予防同様) | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注11 |
| ※　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障がいに伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 | | |  | 平12老企40  第二の2(13) |
|  | ※　本加算は、利用者の「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合にであって、介護支援専門員、受入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定短期入所生活介護の利用を開始した場合に算定することができます。本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。  　　この際、短期入所生活介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適正な医療が受けられるよう取り計らう必要があります。 | | |  |  |
|  | ※　以下の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。  ・　病院又は診療所に入院中の者  ・　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者  ・　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 | | |  |  |
|  | ※　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録してください。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録してください。 | | |  |  |
|  | ※　本加算は、7日を限度として算定しますが、利用開始後8日目以降の短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではありません。 | | |  |  |
| 92  若年性認知症利用者受入加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注12 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕  　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 | | |  | 平27厚労告95  第十八号 |
| (予防同様) | ※　担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。 | | |  | 平12老企40  第二の2(14) |
|  | ※　認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は算定できません。 | | |  | 平12厚告19  別表8の注12 |
|  | ※　一度本加算制度の対象者となった場合、65歳の誕生日の前々日までは対象です。 | | |  | 平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1）Q101 |
| 93  送迎加算(予防同様) | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注13 |
| 94  従来型個室を利用する者の取扱い  (予防同様) | 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注14 |
| ア　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  イ　別に厚生労働大臣が定める基準（居室の面積が10.65㎡以下）に適合する従来型個室を利用する者  ウ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | |  |  |
| 95  緊急短期入所受入加算 | ①　利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合は、初日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注15  平27厚労告94  第二十一号 |
|  | ※　認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は算定できません。 | | |  |  |
| ②　緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(18)① |
|  | ③　「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護が受けられない者で、居宅サービス計画で当該日に短期入所の利用が計画されていない者としていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(18)② |
|  | ④　対象者は、あらかじめ、担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていますか。  　　ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能です。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(18)③ |
|  | ⑤　緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していますか。また、緊急利用者に係る変更前後の居宅サービス計画を保存するなど、適正な緊急利用に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(18)④ |
|  | ⑥　既に緊急利用者を受け入れているために緊急受け入れが困難な場合は、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(18)⑤ |
|  | ⑦　算定対象期間は原則として7日以内としていますか。  　　　また、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第二の2(18)⑥ |
|  | ※　ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討することが必要です。 | | |  |  |
| 96  連続した利用  (予防同様) | 利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降について短期入所生活介護費を算定していませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注17 |
| 97  長期利用者に対する減算 | 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所（当該事業所の設備及び備品を利用した短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）している利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8の注18  平27厚労告94  第二十二号 |
| ※　短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価しています。  　　こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行います。  　　なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(20) |
|  | ※　1日だけ自宅で過ごした場合など報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、連続30日を超えた日から減算となります。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問76 |
| 98  療養食加算 | 次のア～ウのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て当該基準による食事の提供を行う短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数（8単位）を加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8のハ |
| (予防同様) | ア　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| イ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ウ　食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔厚生労働大臣が定める療養食〕  疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | |  | 平27厚労告94  第二十三号  平12老企40  第二の2(16)② |
|  | ※　本加算を算定する場合は、療養食の献立表が作成されている必要があります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)① |
|  | ※　療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問いません。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)③ |
|  | ※　減塩食療法等について  心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができますが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはなりません。  　　腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6．0g未満の減塩食をいいます。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)④ |
|  | ※　肝臓病食について  　肝臓病食とは、食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいいます。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)⑤ |
|  | ※　胃潰瘍食について  　十二指腸潰瘍の場合も、胃潰瘍食として取り扱って差し支えありません。  手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としませんが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食加算が認められます。  　　クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えありません。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)⑥ |
|  | ※　貧血食の対象者となる入所者等について  療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g／dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者です。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)⑦ |
|  | ※　高度肥満症に対する食事療法について  高度肥満症（肥満度が＋70％以上又はBMIが35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができます。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)⑧ |
|  | ※　特別な場合の検査食について  特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えありません。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)⑨ |
|  | ※　脂質異常症食の対象となる入所者等について  療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg／dl以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg／dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg／dl以上である者です。 | | |  | 平12老企40  第二の2(16)⑩ |
| 99  在宅中重度者受入加算 | 短期入所生活介護事業所において、利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次の区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8のニ |
| ア　看護体制加算(Ⅰ)又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合  　⇒　421単位  　（看護体制加算(Ⅱ)又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る） | | |  |  |
| イ　看護体制加算(Ⅱ)又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合  　⇒　417単位  　（看護体制加算(Ⅰ)又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る） | | |  |
| ウ　看護体制加算(Ⅰ)又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び(Ⅱ)  又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合　⇒　413単位 | | |  |
| エ　看護体制加算を算定していない場合　⇒　425単位 | | |  |
|  | ※　本加算は、利用者がその居宅において利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により利用者の健康上の管理等を行わせた場合に対象となります。  　この場合の健康上の管理等に関する医師の指示は、短期入所生活介護事業所の配置医師が行います。 | | |  | 平12老企40  第二の2(17)ア |
|  | ※　あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行うこととなりますが、特に初めてこのサービスを行う場合においては、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましいです。 | | |  | 平12老企40  第二の2(17)イ |
|  | ※　利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めてください。 | | |  | 平12老企40  第二の2(17)ウ |
|  | ※　短期入所生活介護事業所は、在宅中重度者受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこととします。 | | |  | 平12老企40  第二の2(17)エ |
|  | ※　健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担するものとします。  　なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて（平成18年3月31日保医発第0331002号）」を参照） | | |  | 平12老企40  第二の2(17)オ |
| 100  認知症専門ケア加算  (予防同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8のホ |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　3単位 | | |  |  |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　4単位 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27告95  三の二 |
| ①　認知症専門ケア加算（Ⅰ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | | |
| (1)　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。」の占める割合が2分の1以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者の数が20人以上である場合は、1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　認知症専門ケア加算（Ⅱ）については、次のいずれにも適合していますか。 | | |  |  |
|  | (1)　認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める者】 | | |  | 平27告94  二十三の二 |
|  | 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」・・・日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の2(19)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。 | | |  | 平12老企40  第二の2((19)② |
|  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 | | |  | 平12老企40  第二の2(19)③ |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  | 平12老企40  第二の2((19)④ |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。 | | |  | 平12老企40  第二の2((19)⑤ |
|  | ※　併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について  併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となります。 | | |  | 平12老企40  第二の2(19)⑥ |
| 101  サービス提供体制強化加算 (予防同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、次の区分により、1日につき次の単位数を加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8のヘ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位 | | |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　18単位 | | |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　 　6単位 | | |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95  第三十八号 |
| イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | | |  |
|  | (1)　次のいずれかに適合すること。 | | |  |  |
|  | (一)　短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | | |  |  |
|  | (1)　短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | | |  |  |
|  | (1)　次のいずれかに適合すること。 | | |  |  |
|  | (一)　短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (三)　短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定できません。 | | |  |  |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用います。  ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。  ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。  　　その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。 | | |  | 平12老企40  第二の2(21) |
|  | ※　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 | | |  |  |
| ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。 | | |  |  |
| ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 | | |  |  |
|  | ※　短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指します。 | | |  |  |
|  | ※　同一の事業所において介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。 | | |  |  |
| 102  介護職員処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8のト |
| (予防同様) | (1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた  総単位数の83/1000 | |  |  |
|  | (2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた  総単位数の60/1000 | |  |  |
|  | (3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた  総単位数の33/1000 | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 | | |  |  |
|  | ア　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。  　イ　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。  　　※　当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知していること。また、介護職員から処遇改善加算等に係る照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。  　ウ　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。  　エ　その他、処遇改善加算等の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 | | |  |  |
|  | ＜処遇改善加算の算定要件＞  　取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。  　処遇改善加算(Ⅰ)…キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　処遇改善加算(Ⅱ)…キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　処遇改善加算(Ⅲ)…キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅰ〕  　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅱ〕  　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。  　　　A…資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。  　　　B…資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅲ〕  　　次の①及び②の全てを満たすこと。  　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。  　　　　A…経験に応じて昇給する仕組み  「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。  　　　　B…資格等に応じて昇給する仕組み  　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | | |  |  |
|  | C…一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。  　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | | |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕  　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 | | |  |  |
| 103  介護職員等特定処遇改善加算  （予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表8のチ |
| (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | | 基本サービス費に各種加算減算を  加えた総単位数の27/1000 |  |
| (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | | 基本サービス費に各種加算減算を  加えた総単位数の23/1000 |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕  「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照 | | |  |
|  | イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | | |  |  |
| 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | (一)　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  (二)　短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。  (三)　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。  (四)　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 | | |  |  |
|  | (2)　当該短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。  (3)　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。  (4)　当該短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。 | | |  |  |
|  | (5)　短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算 (Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を算定していること。  (6)　短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (7)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | |  |  |
|  | ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | | |  |  |
| 上記イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |
| 104  介護職員等ベースアップ等支援加算（予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 |
| 〔算定要件〕  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月 支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。  ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。  ニ　当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。  ホ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | |  | 平27厚告95「厚生労働大臣が定める基準」四の三他 |
|  |